

尋常中学校の校友会成立に関する検討課題と方法

富 岡 勝*

はじめに

校友会は、戦前の高等教育機関や中等教育機関につくられた運動や文化活動などをおこなう全校的な組織であり、生徒・職員・卒業生などを会員としてつくられた。尋常中学校では、1886年ごろより数校で校友会が設立され、やがて多くの中学校で校友会がつくられるようになっていった。尋常中学校における校友会の成立状況を明らかにすることは、現在の中等教育の教科外活動について考察していくうえでも、重要な基礎作業であろう。

本稿は、尋常中学校の校友会設立に関する主要な先行研究を検討しながら、「初期の校友会の分析」「高等中学校との比較」「文部省訓令との関係」など、尋常中学校の校友会成立をめぐる研究課題を明らかにするとともに、それらの課題を検討していく方法について示すことを目的としている。

ところで、校友会は、「校友会」「学友会」「同窓会」等の様々な名称で呼ばれるだけでなく、活動内容や組織形態も多様である。野球、端艇、柔術、撃剣、陸上運動大会などの運動面の活動と、演説・討論や雑誌発行などの文化面活動との両方が行われた場合があれば、運動面あるいは文化面の活動のみが行われた場合もある。また、規約によって全生徒・職員の加入が義務づけられた場合もあれば、自由加入制でありながらほぼ全員が加入していた例もある。また卒業生が会員になっている場合と、そうではないケースもある。本論文では、このような場合すべてについて、「課外活動をおこなう全校的組織で、少なくとも生徒の大多数が参加している」という条件を満たせば、校友会として位置づけて分析の対象としていく。

1 先行研究の検討

宮坂哲文による課外活動史研究

まず、戦前の課外活動に関する先駆的研究をおこなった宮坂哲文の研究から見ていきたい。

*近畿大学教職教育部

宮坂は、1880年代前半から中等教育機関の生徒の間で自然発生的に生まれていた演説・討論活動の存在を紹介したあと、明治20年代すなわち1880年代終りごろから運動競技関係の団体が登場してきたことが校友会設立の契機であるとして、次のように説明している。

かくて、(明治、引用者注)二十年代に入ると、これらの部を中心として、運動関係の諸部が各学校においてますます盛んに行われるようになった。そして一校内において各部が乱立し、割拠するようになってきたため、それらに組織と統一とを与える必要が感ぜられてきた。このため、体育会を単独につくる動きも生じたが、さらに運動諸部と学芸関係の諸部との運営上の統一調整をはかる必要も生じ、両者の統一組織としての校友会を結成する動きがあらわれてきた。総じてこれらの組織化の動きは、運動部の膨張を契機としておきたものといえる¹。

さらに宮坂は、運動部が順調に整備されたのに対して、演説・討論活動は、部の設置が大幅に遅れていったという東京府尋常中学のケースを紹介し、「運動部の優位」を強調した。校友会の設立経緯の面でも、実際の活動においても、校友会設立当初から「運動部の優位」が見られたとするのである。こうした指摘をもとに宮坂は、尋常中学校の校友会の性格について次のように述べている。

中学校の自治活動の発達史は、前述の校友会成立がはじまる時期すなわち明治二十年代の初頭まで遡りうる。しかし自治団体としての当時の校友会は、学校側の大巾の関与になったもので、会長以下の役員も校長以下の職員が当るという場合が多かった。教員または学校当局が発起人となっている場合も少なくない。校友会は、少なくとも中学校では生徒の自発的活動としてではなく、高等教育機関における校友会の模倣として、ないしは、学生間の任意の自発的団体に代る学校側の発意になる官製の団体として成立している場合がしばしば見出される²。

このような「高等教育機関における校友会の模倣」「学校側の発意になる官製の団体」という特徴は、宮坂が「中等学校の校友会として、もっとも早く成立した」³ 事例としてとりあげた東京府尋常中学校の成立事情に関しては妥当であるかもしれない。しかし、後で述べるように、東京府尋常中学校よりも早く校友会組織が設立された尋常中学校が少なくとも6校存在し、多

尋常中学校の校友会成立に関する検討課題と方法
様な成立事情があったことも考えられる。例えば、岡山県尋常中学校では、1886年に、「運動会」「演説及討論会」の両方を毎月開催した尚志会が結成され、全校生徒・教職員が加入している⁴。

以上のような意味で、宮坂の研究は、戦前の課外活動史に関する先駆的な研究であったが、尋常中学校における校友会成立過程を明らかにするという面では、十分な検討がなされたとは言い難い。

文部省訓令の影響に関する川合章の指摘

川合章は、滋賀県立第一尋常中学校（のちの彦根中学校）の事例を紹介し、校紀取締に関する文部省訓令が校友会設立に影響を与えた点について、次のように指摘している。

明治中期から大正にかけてこの種の生徒組織は〔中略〕彦根中学校の場合のように、文部省の訓令（校紀取締）に触発されたと記されているところからみると、一方では既存のクラブ的活動に何らかの統制を加えることが必要とされ、生徒組織とそれへの指導を訓育の重要な場面ととらえていた、ということができよう。つまりおそらくは生徒側からする、自主的な諸活動への強い要求が基底にあり、その要求の阻止がすでに困難であるという状況のもとで、クラブ的活動を組織づけ、その指導を一元化することを行政側がねらったのだとみてよいであろう⁵。

これは、重要な指摘である。明治期は、校友会自体に関する法令は存在しなかったが、井上毅文政期の1893年には、道府県立学校の校紀取締に関する文部省訓令が出されている。後述するように、この1893年の訓令は、少なくとも滋賀県立尋常中学校の校友会設立に関しては大きな影響を与えたようである。とすれば、この訓令が、他の尋常中学校における校友会設立にも影響を与えていた可能性について検討する課題が残されているといえるだろう。

鶴岡英一による上級学校との比較分析

鶴岡英一は、上級学校との比較という視点から、明治期の中学校（高等中学校をのぞく）の校友会の特徴を次のように指摘した。

明治期の中学校校友会が上級学校のそれと基本的に異なるのは、校友会の発足が生徒の発

意によるものではなくて、学校側によって準備された言わば上から与えられたものであったということにある⁶。

校友会組織が運動部と文化部とに大別され、運動部は「柔道」「剣道」「端艇」「野球」などの諸部によって構成されていることは、上級学校の模倣を思わせる。しかしながら上級学校においては、自然発生的に生じたスポーツ・クラブやサークルを統轄する団体として「運動会」や校友会が組織されたのに対して、中学校では個々の運動部の実質的な活動がおこなわれていないばかりにも、発足当初の校友会組織にその運動部を掲げている学校が少なくない。つまり校友会は予め職員の手によって、あるべきものとして準備された組織であったのである⁷。

鶴岡の指摘は、上級学校の校友会との比較という課題を示した点で、重要であると思われる。しかし、鶴岡が分析したのは、1890年代後半からの広島県内の中学校の状況であり、これを、明治期全般の尋常中学校校友会の一般的な性格とするのは、やや無理があるといえるだろう。

渡辺融による 1898 年段階の統計を利用した研究

渡辺融は、1898年段階の全国99校の公立尋常中学校における校友会の設立数などをまとめた統計書を利用するとともに、45校の中学校の学校史によって、校友会の成立状況を考察している⁸。その結果をもとに渡辺は、公立尋常中学校における校友会の設立について、次のように指摘している。

校友会の設立は学校の創立の新旧にかかわらず、明治25年から同34年の10年間に集中しており、この期間は校友会設立のブームであった。そして明治31年には全国公立尋常中学校における校友会の設置率は68.7%という高率を示している⁹。

このように、尋常中学校校友会を、具体的な数字を使って分析をしているという点で、渡辺の研究は重要である。しかし、「明治25年から同34年の10年間」に校友会設立が集中しているということが、何を意味しているのか、踏み込んだ分析はなされていないように見受けられる。

桑原三二による旧制中学校校友会の研究

桑原三二は、旧制中学校の校友会設立の理由について、次のように述べている。

校友会の設立がどのような動機、理由によるものであるかははっきりしない。これは多分に、それぞれの学校の持っている事情によって異っているが、その動機の中に次のようなものが考えられる。

- (1) 放課後の運動をするグループが自然発生的に出来、それらを統括する体育ないしは運動部(会)の必要が生じてきたのでそれを設けた。
- (2) 卒業生との連絡、親睦のため同窓会を設けた。
- (3) 校内の生徒の風紀を向上させるため生徒同士、あるいは教師を含めた集団の会を設けて校風刷新の運動を展開した。

これらの動きが理由になって各校に校友会(名称は学校毎に差がある)が出来ていったように思われる。その際、上級学校の影響があるかどうかについて考えてみたが、後の高等学校(当時の高等中学校)における校友会の設立もそれ程早くない〔略〕必ずしも上級の学校の影響ということではなさそうである。また行政機関から何等かの示唆があったかと思っ調べてみたがこれも明らかでない。

ただ、この当時、(明治二六、二七、二八年頃)風紀肅正のための訓令が毎年のように出ているので、これに答えて、校内風紀を振肅するために、「矯風会」の類の校友会を設立した学校があっても不思議ではない¹⁰。

他の研究でも指摘された論点であるが、問題を明解に整理した指摘として重要であろう。しかし、桑原の研究においても、これらの論点に関する具体的な検証作業は、ほとんど未着手のまま残されている。

市山雅美による校友会規則の分析

最近では、尋常中学校の校友会規則を分析して、「校友会では自治活動を行っていたのか」を明らかにしようとした研究が市山雅美によっておこなっている。「自律」(「自主立法権」および「自己統御能力」)、と「自己統治」とから構成される「近代的自治」をキーワードとして、多面的な分析がおこなわれている¹¹点が特徴である。

市山は、生徒の規則の制定・改定への生徒の参加がなされた尋常中学校を「自主立法権」の

事例として、また、会員除名処分決定への参加や規律維持への自主的取り組みが生徒によっておこなわれた例を「自己統御」の面から紹介し、「生徒自治の萌芽が見られた校友会もあった」¹²と指摘している。こうした指摘とともに、市山は、結論として次のように述べている。

だが、生徒自治とかけ離れた側面が強い状況のもとで、そのような生徒自治の側面は、萌芽のままにとどまっていた。それには、二つの理由が考えられる。第一点は、戦前、教育の場で使われた「自治」の意味は、多くの場合、自律と自己統治なる「近代的自治」ではなかった点である。第二点は、校友会は、ほとんどの場合、生徒自治の組織ではなく生徒管理の組織として機能した点である¹³。

この仮説について考えていくうえで、生徒の「近代的自治」の側面が見られた尋常中学校について、そうした側面が生じた事情や背景などを、さらに具体的に検討していく必要があるのではないと思われる。

その他

尋常中学校校友会の成立に関する、その他の先行研究をいくつか挙げておきたい。金谷達夫は、岡山県内の中等教育機関における校友会の成立状況などについて紹介している¹⁴。また、後神俊文は、岡山県尋常中学校の尚志会の成立を、校友会活動の早期の事例として紹介している¹⁵。西山友之・大川信行・水谷秀樹・中川孝は、富山中学校の尋常中学校校友会を¹⁶、小島享は、兵庫県内の尋常中学校校友会について¹⁷それぞれ紹介している。また、渡辺誠三「中等学校における部活動の発祥と位置づけ 一明治20年代を中心として一」(『日本特別活動学会紀要』第6号、1997年)は、部活動の発祥という観点から校友会成立を紹介している。竹之下休蔵・岸野雄三『近代日本学校体育史』(日本図書センター、1983年)は、日清戦争後の時期における校友会運動部への時代的要請について述べている。

設立年代の一覧

先に紹介した先行研究の成果から、とくに渡辺、桑原、市山の研究の研究成果を参考に、筆者が現在までに確認できたものを中心に、尋常中学校36校の校友会設立年代と団体名を表のようにまとめた。

校友会設立年	(元号)	校友会名称	学校名
1886年	明治19年	同窓学生会	島根県尋常中学校
1886年	明治19年	尚志会	岡山県尋常中学校
1886年	明治19年	共同会	山形県尋常中学校
1887年	明治20年	相談会	長野県尋常中学校
1887年	明治20年	運動会	岐阜県尋常中学校
1889年	明治22年	校友会	鳥取県尋常中学校
1889年	明治22年	校友会	高知県尋常中学校
1890年	明治23年	学友会	東京府尋常中学校
1890年	明治23年	同窓会	栃木県尋常中学校
1891年	明治24年	柔克会	静岡県尋常中学校
1892年	明治25年	同朋会	尋常中学校共立学校
1892年	明治25年	校友会	秋田尋常中学校
1892年	明治25年	校友会	大阪尋常中学校
1892年	明治25年	保惠会	松山中学校
1892年	明治25年	校友会	青森県尋常中学校
1895年	明治28年	同窓会	福岡県立尋常中学修猷館
1893年	明治26年	学友会	愛知県尋常中学校
1894年	明治27年	文武会	富山県尋常中学校
1894年	明治27年	学友会	京都府尋常中学校
1894年	明治27年	崇広会	滋賀県第一中学校
1894年	明治27年	学友会	前橋中学校
1894年	明治27年	遊方会	新潟県尋常中学校
1895年	明治28年	修養会	中頸城尋常中学校
1895年	明治28年	学友会	札幌尋常中学校
1896年	明治29年	同窓会	広島県尋常中学校
		同窓会	兵庫県尋常中学校*
1897年	明治30年	学友会	仙台第一中学校
1897年	明治30年	校友会	千葉中学校
1897年	明治30年	校友会	山梨県尋常中学校

1897年	明治30年	学友会	奈良県尋常中学校
1898年	明治31年	校友会	徳島県立徳島中学校
1898年	明治31年	知道会	茨城県尋常中学校
1898年	明治31年	親交会	和歌山第一尋常中学校
1900年	明治33年	校友会	盛岡中学校
1908年	明治41年	校友会	福井中学校
1912年	明治45年	校友会	山口中学校

尋常中学校校友会の設立年代と名称一覧表

*小森慶助校長の在任期間中(1891年7月～1897年3月)に校友会設立

この一覧表から、次の二つの特徴を指摘することができる。まず、1886年から島根県尋常中学校・岡山県尋常中学校・山形県尋常中学校をはじめとして、1889年までに少なくとも6校の尋常中学校で校友会が結成されていることがわかる。先ほど検討した宮坂哲文の先行研究においては、尋常中学校における最初の校友会として1890年に設立された東京府尋常中学校校友会がとりあげられていたが、それよりも早く校友会が設置された例がとして、これだけ存在しているのである。これらを分析することで、東京府尋常中学校とは異なるタイプの成立事情を描くことができる可能性があるといえるだろう。

もう一つの特徴は、1892年ごろから校友会組織の増加が見られることである。これは、先に紹介した渡辺融の研究でも指摘されている点である。このことが示す意味を考察していく必要があるだろう。

2 検討課題と方法

これまでおこなってきた先行研究の検討や、設立年代の一覧表の分析から明らかになってきた尋常中学校の校友会成立に関する検討課題、今後それらの課題を検討していくための方法について、以下に示していきたい。

初期(1890年まで)の尋常中学校校友会組織の成立過程

これを明らかにするという課題は、1890年代までに校友会が発足した事例を比較して、設立経緯、規約、組織形態、活動内容などに共通した傾向がみられるかどうかを検討することで

尋常中学校の校友会成立に関する検討課題と方法
あるが、この課題を検討していくための方法について考えていく。

まず、もっとも基本的な作業は、尋常中学校に関する各学校史（年史類）をなるべく多く収集して分析することである。先にみた渡辺融の先行研究がおこなわれた時期の後に新たに学校史が刊行されたケースもあるので、少なくとも、1890年までに創立された尋常中学校については、学校史をできるだけすべて収集して検討していきたい。各学校が発行した学校一覧についても入手可能なものは、校友会規則の記載がされているかどうかを確認しつつ利用していきたい。校友会が刊行した校友会雑誌は、校友会の設置経過などが記されている場合もあるので、利用可能な場合は、積極的に活用していく。

これら以外にも、尋常中学校制度発足（1886年）以前の中等教育機関の課外活動に関する史料も活用して、尋常中学校の校友会との比較もおこなっていく。宮坂哲文が、「明治十年代から、演説討論をその活動内容として含む学生団体が正式に発足し、教師もこれに参加するという例があらわれている」¹⁸と紹介しているように、1880年代前半より、東京師範学校や東京専門学校では、組織的な演説討論や雑誌発行をおこなう団体が生まれており¹⁹、それらの影響を受けた可能性も考えられるからである。

尋常中学校発足以前の学校からの影響について、一例を挙げよう。岡山県尋常中学校で1886年11月に校友会（尚志会）が設立されたきっかけの一つは、生徒が、新任の教師より、「都市ノ学校ニハ往々生徒ノ自治団体アル事ヲ聞カサレタリ、又其団体ノ事業トシテ運動会ナルモノアリ、演説会ナルモノアル事」を聞かされたことであるといわれている²⁰。このような事例が他に見られたかどうか調査していきたい。

高等中学校の校友会や帝国大学の運動会との比較

先行研究においても指摘されていたように、尋常中学校の上級学校、すなわち高等中学校の校友会、や帝国大学の「運動会」との比較も重要な課題である。

この課題を検討するために、まず、規則類の比較作業をすることが必要であろう。例えば、会の目的に関して、第一高等中学校校友会（1890年10月設立）の規則では、「文武ノ諸技芸ヲ奨励スル為メ本校ニ校友会ヲ設ケ本校ノ職員生徒及本校ニ縁故アル者ヲ以テ会員トナス」と定められ、第三高等中学校壬辰会（1892年3月設立）の規則では、「本会ハ我第三高等中学校ニ関係アルモノ互ニ一致団結シテ文武諸般ノ技芸ヲ攻究錬磨シ兼テ我校ノ気風ヲ養成スルヲ目的トス」と書かれている。また、帝国大学「運動会」（1886年7月設立）の規則では、「本会ノ趣旨ハ会員ノ身心ヲ強壯快活ナラシメ兼テ交互ノ親睦ヲ謀ルニ在リ」と定められている。これら

の会の目的規定と、各尋常中学校の校友会の規則を比較して類似点の有無を調べることで、一つの手がかりを得られるだろう。もちろん、会の目的だけでなく、会員の構成、役員の構成、活動内容、設立の経緯なども比較していく。

ところで、とくに森有礼の文政期(1885年～1889年)では、尋常中学校、高等中学校、帝国大学のいずれにとっても、生徒や学生の品行面が重要な関心事であったようである。師範学校や尋常中学校において生徒の品行面に対する取締が厳しくおこなわれるようになったのは、広く知られているが、高等中学校や帝国大学においても生徒や学生の品行面に注意を払っていたようである。

1888年10月の木下広次の第一高等中学校教頭就任演説において、生徒の品行を正すため、下宿生活を避けて寄宿舎へ「籠城」することの必要が述べられている²¹ことから、高等中学校による生徒の品行への位置づけを知ることができる。さらに、学生が成人として扱われるはずの帝国大学においても、学生の品行面に大きな注意が払われ、「各分科大学長ノ指揮ヲ受ケ各大学学生々徒ノ身上ヲ保護シ其品行ヲ監督シ并ニ巡視ヲ指揮シテ各大学構内ノ取締ヲ爲ス」ことを職務とする舎監を設置するとともに、寄宿舎や公認下宿制などに力が入れられていた²²ことは注目されてよいだろう。

厳平は、第一高等中学校における無試験入学および試験入学の両方において、「品行方正」が非常に重視されていたことを指摘している。試験入学においても、学力試験の合格者が定員を超過した場合、「先ツ品行方正ノ誉アル者又ハ管理方法宜シキヲ得タル寄宿舎ニ在リテ、正当ノ徳育ヲ受ケタル生徒ヲ採リ、次ニ合格者ノ内ヨリ学力試業平均点ノ順序ニ依リ」といった基準があったというのである²³。高等中学校側が、尋常中学校卒業生の品行面に強い関心を払っていたとすれば、尋常中学校側も、高等中学校でおこなわれている品行面での諸策について、学ぶべき基準として、積極的に取り入れようとしたかもしれない。

このような意味で、尋常中学校・高等中学校・帝国大学に共通してみられた品行重視の姿勢と、校友会や「運動会」の設置とは、何らかの関係があるのではないかという仮説を立てることができる。この面にも注目しながら高等中学校の校友会や帝国大学の運動会との比較をおこなっていきたい。

また、校友会の規則類だけでなく、生徒の品行に関する方針を示すような史料についても積極的に活用していきたいと考えている。たとえば、第三高等中学校関係の史料群²⁴のなかに、「区域内尋常中学校長会議一件」(1892年4月)という簿冊がある。この簿冊を見ると、第三高等中学校長が設置区域内の尋常中学校校長を呼び集めて行った会議²⁵において、「尋常中学校

尋常中学校の校友会成立に関する検討課題と方法
ト高等中学校令ノ連絡ノコト」など（他の議題の検討も重要な課題だが）とともに「寄宿舎管理ノコト」「通学生徒取締ノコト」「尋常中学校ニハ成ルヘク校長及教諭若干名ノ住居ヲ設ケルコト」や「尋常中学校ニ於テ修学旅行ノ方法及可否」といった内容が見受けられる。こうした史料を検討していくことによって、高等中学校と尋常中学校との間で、生徒の品行に関する情報交換や意見交換がなされていたこと、そして、それが尋常中学校校友会の設立の背景になっていたことを明らかにできるかもしれない。

1893年の文部省訓令との関係

1893年5月に発せられた北海道庁・府県に対する文部省訓令第4号は次のようなものであった。

公立学校生徒ニシテ其学校職員ニ辞職ヲ勧告シ又ハ上司ニ対シ其学校職員ノ免職転職ヲ要請スルモノハ学校ノ規律ニ背クモノトシ当該学校ニ於テ用キル所ノ懲罰ノ例規ニ照シ嚴重ノ処分ヲ爲スヘシ²⁶

この訓令は、尋常中学校、師範学校などにおける学校騒動に関する訓令であり、校友会に直接触れたものではない。しかし、この訓令をきっかけに、「校紀」に関する改善策の一つとして校友会設立を位置づけた尋常中学校があらわれた可能性がある。たとえば、滋賀県第一尋常中学校の場合、この訓令の公布後、次のような校紀取締策をおこなっている。

爾今毎月一回職員会同し、徳育上の一策として説話会なるものを行ひ、生徒の素行につき教員相互の平素の観察を披瀝し、隔意なく協力して生徒訓育の向上をはかることゝした。

又柔道会を行ひ、定課外の時間を利用して心身の鍛練を図ることゝした。尚追々撃剣会をも設けることにした²⁷。

この翌年の1894年2月、演説討論部、雑誌部、撃剣柔道部、陸上運動部、水上運動部の五部会からなる校友会として、崇広会が設立されている。その目的は、「教師ト生徒ト裏面上ノ関係ヲ密ニスルヲ第一ノ目的トシ之ニ次テ生徒各自ヲシテ又裏面ニ文ヲ修メ武ヲ練ラシムルト同時ニ新旧相親ミ長幼相扶クルノ気風ヲ養成」²⁸であったとされている。

つまり、滋賀県第一尋常中学校の場合、1893年5月の訓令が出された影響で、学校の風紀を

改善する対策の一環として、正課以外の「裏面」的方法として校友会が設立されたと見ることができであろう。ただし、「文ヲ修メ武ヲ練ラシムル」ことと同時に「新旧相親ミ長幼相扶クルノ氣風ヲ養成」することが目的とされているので、この校友会の性質がかならずしも生徒対策的な高圧的なものではなかったのかもしれない。この点にも注意しながら、他の尋常中学校校友会の事例も参照しつつ、1893年5月の文部省訓令による影響を具体的に検討していく²⁹。

「生徒自治の萌芽が見られた校友会」についての検討

この課題については、市山雅美が指摘したような「生徒自治の萌芽が見られた校友会」の事例を、学校史や校友会雑誌などを利用して、成立の事情や背景などを詳しく分析していく。

例えば、すでに紹介した1886年11月に設立された岡山県尋常中学校の尚志会の場合、設立時には、次のような形で、学校側から多くの事柄を自治に委ねられていたようである。

この当時、岡山中学は尚志会に少なからぬ活動の余地を与えていた。十九年十二月には特別会員（職員）から創立費として三四円寄附されているし、生徒に呼びかけるに尚志会を通すという方法をもとっている。「尚志会ノ名義ヲ以テスレバ事トシテ弁ゼサルハ無」いほどの勢威を全校に振うことができたという。「本校ノ命ヲ奉ジ尽力」したところが多かった。例えば、明治二十年一月、半田山で兎狩りをするにあたっては、尚志会の幹事が生徒の勧誘を託され、尚志会の名を以て「生徒中ヨリ有志者ヲ募集シ且諸事ヲ斡旋」したというのである。尚志会の活動としては、生徒の制服と帽子・帽章を決めたことに指を屈しなければならぬ。尚志会幹事が学校側にこの件を「請願」したのに対して、学校側は「万事ヲ挙ゲテ幹事ニ委託シ」、尚志会の「名義ヲ以テ事ニ当ラン事ヲ命」じた。幹事は帽制・服制を規定し、全生徒に勤め、趣意書を父兄に送って制服の必要を説き、父兄の承諾を得て調製を斡旋、二十年四月に服制を確立させた³⁰。

これは、生徒自治の定型的な例ということができるだろう。こうした事例をさらに集めながら、設立当初から「生徒自治の萌芽」が見られなかった事例とも比較しながら検討を進めていきたい。

校友会の新設件数が1892年ごろより増加した要因

この課題に関しては、次の三つの要因を仮に設定して、検討を進めていきたい。

要因1 高等中学校校友会などの影響

要因2 1893年5月の文部省訓令のような文部省方針の影響

要因3 その他（校長独自の教育方針など）

要因1と要因2に関する検討方法はすでに述べた。要因3についての検討は、困難であるが、校長の訓育方針を、校長の経歴、寄宿舎方針、学校規則や学校騒動の事件など、校友会以外の点からも、各学校史、校友会誌、学校一覧などの史料を使って考えていきたい。

以上、本稿において、尋常中学校における校友会の設立に関して、先行研究の検討と、課題と方法について述べた。今後、これらの課題に関して具体的な検討をすすめ、「旧制中学校に限らず、校友会の研究はこれまで部分的にしか行われておらず」³¹、あるいは、「校友会の成立について、多くの教育史はほとんど取り上げていない。これはわたしの管見かもしれないが、多くの教育史は制度史的で、生徒の人間の成長、発達のがわに観点を向けたものが少ないのである」³²と指摘されているような現状を変えていけたら、と考えている。

- 1 宮坂前掲書、189頁。
- 2 宮坂前掲書、199頁。
- 3 宮坂前掲書、189頁。
- 4 後神俊文編著『岡山中学校事起源覚書』後神俊文、1988年、160頁。
- 5 川合章「教科外と教科の歴史」(国民教育研究所編『全書国民教育3教科の歴史』明治図書、1968年、所収)、223頁。
- 6 鶴岡英一「明治期における広島県中学校の校友会運動部について」『体育学研究』日本体育学会、1973年8月、12頁。
- 7 鶴岡前掲書、12頁。
- 8 渡辺融「明治期の中学校におけるスポーツ活動」『体育学紀要』東京大学教養学部体育研究室、1978年、2頁。
- 9 渡辺前掲書、16頁。
- 10 桑原三二『旧制中学校の校友会(学友会)』桑原三二、1988年、17頁。
- 11 市山雅美「旧制中学校の校友会における生徒自治の側面—一校友会規則の分析を中心に—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第43巻、2003年、2頁。

近畿大学教育論叢 第16巻第2号 (2005・3)

- 12 市山前掲書、10頁。
- 13 市山前掲書、10頁。
- 14 金谷達夫「中等教育における生徒自治活動の成立と変遷」『教育時報』岡山県教育委員会、230号、1968年。
- 15 後神前掲書、154頁。
- 16 西山友之・大川信行・水谷秀樹・中川孝「明治期における富中文武会の体育活動に関する研究 一校友会雑誌「文武会誌」を中心として一」『富山大学教育学部紀要』第40号、1992年。
- 17 小島享「明治期における兵庫県中学校の校友会運動部について」『神戸学院大学紀要』第8号、1978年。
- 18 宮坂前掲書、186頁。
- 19 宮坂前掲書、187頁。
- 20 後神前掲書、159頁
- 21 『第一高等学校六十年史』1939年、103頁。
- 22 『東京大学百年史』通史一、東京大学出版会、1984年、887頁。
- 23 巖平「尋常中学校から高等中学校への『聯絡』問題 一第三高等中学校の『設置区域』と無試験入学を手がかりとして一」『日本教育史研究』第23号、2004年8月、48頁。
- 24 舎密局三高関係資料、京都大学大学文書館所蔵。
- 25 この「区域内尋常中学校長会議」に関して、無試験入学制度の面から分析した研究として、西山伸「第三高等中学校における「無試験入学制度」」(『地方教育史研究』全国地方教育史学会、第23号、2002年) および、前掲の巖論文がある。
- 26 『明治以降教育制度発達史』第3巻、教育資料調査会、1938年、197頁。
- 27 滋賀県立彦根中学校同窓会『彦中五十年史』滋賀県立彦根中学校同窓会、1937年、175頁～176頁。
- 28 『彦根東高百二十年史』1996年、267頁。
- 29 また、1894年1月12日には、北海道庁・府県・文部省直轄学校に対して次の内容の文部省訓令第2号が出されている。1893年5月の訓令だけでなく、こうした他の訓令などにも注目していきたい。

一 師ヲ尊ヒ敬フハ德育ノ一大要義ニシテ此ノ点ニ於テ闕クコトアラハ驕傲不順ノ習ヲ養ヒ

学校ノ目的ニ背ク者ナリ校長及教員タル者ハ此ノ意ヲ体シテ生徒ヲ薰陶スルコトニ注意スヘシ

- 二 生徒ハ三名以上合同シテ意見ヲ申立テ又ハ校長教員ニ対シ強テ面陳若ハ答弁ヲ求ムルコトヲ得サルヘシ
- 三 生徒ニシテ党ヲ結ヒ教員又ハ校長ニ対シ抵抗又ハ強迫ノ挙動ヲ為シ或ハ課業ヲ妨害シ又ハ合同關課シ教員又ハ校長ノ戒諭ニ順ハサル者アルトキハ各学校ハ其ノ情重キ者ヲ一週間以上一学年間以内ノ停学又ハ放校ニ処スヘシ
放校ニ処セラレタル者ハ文部大臣ニ由リ情状ヲ酌量シテ特免ヲ予フルノ外復校ヲ許サス
- 四 明治十六年十一月二日附退学ノ生徒ニ関スル達ハ之ヲ廢止ス（前掲『明治以降教育制度發達史』、196頁）

30 後神前掲書、161頁。

31 市山前掲書、2頁。

32 金谷前掲書、23頁。